

少額訴訟

第1 少額訴訟とは

少額訴訟は、1回の期日で審理を終えて判決を言い渡すことを原則とする、簡易裁判所だけが取り扱う特別な民事訴訟手続です。

少額訴訟でも、当事者双方の話合いによる合意によって解決に至る場合があります。

もめごとの内容があまり複雑ではなく、契約書などの証拠となる書類や証人をすぐに準備できるような場合には、少額訴訟を選択することが考えられます。

なお、少額訴訟は訴額が60万円以下の金銭の支払いを求める事件が対象となり、訴額が60万円を超える事件の場合は、少額訴訟を利用できませんのでご注意ください。

そのほか少額訴訟には、次のような特徴がありますのでご注意ください。

1. 相手方(被告)が、通常の民事訴訟の手続を希望すると、手続は通常の民事訴訟に移ります。もめごとの内容によっては、裁判所が通常の民事訴訟で行うことを決める場合もあります。
2. 証拠は、第1回の裁判の時にすぐ調べることができるものに制限されます。
3. 分割払いや支払い猶予などの判決がされることがあります。
4. 少額訴訟の判決に対しては、地方裁判所への控訴ができません。同じ簡易裁判所に対して異議の申立てができるだけです。
5. 少額訴訟手続の利用回数には制限があり、同じ人が同じ裁判所に年間10回までとされています。

第2 少額訴訟の申立方法

1 管轄する簡易裁判所

通常の民事訴訟と同じですので、民事訴訟の申立方法をご覧ください。

2 訴状等の提出

通常の民事訴訟と同じですので、民事訴訟の申立方法をご覧ください。

ただし、少額訴訟を選択されるときは、訴状に、少額訴訟による審理及び裁判を求める

こと、訴状を提出される裁判所でその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を
明確に記載していただく必要があります。